

令和4年6月

お客様各位

川口信用金庫

違法な年金担保融資に対する注意喚起について

平素は川口信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

年金受給権を担保とした金銭の貸付（以下、「年金担保融資」という）は法律で禁止されており、例外的に独立行政法人福祉医療機構の年金担保貸付制度（労災年金担保貸付制度を含む）のみが認められていました。しかし、同制度においても、令和4年3月31日で新規申込の受付を終了し、同年4月1日以降に行われる年金担保融資は例外なく全て違法となっております。

過去に違法な年金担保融資が社会的問題に発展したこと等に鑑み、年金受給者の皆さまにおかれましては、違法な年金担保融資にくれぐれもご注意願います。

以上

違法な年金担保融資を絶対に利用しないで！！

STOP ! こんな言葉にご注意！



「年金を担保にして…
お金を借りられます」

などと宣伝して借入れを勧誘することは
例外なく全て違法です。

えっ、違法なの!?



年金受給者の皆さまにおかれましては
違法な年金担保融資にくれぐれもご注意ください。

- (独) 福祉医療機構が実施していた「年金担保貸付制度」は令和4年3月末で申込受付を終了しました。
- 生活資金の工面や多重債務にお困りの方は、まずは自立相談支援機関や多重債務相談窓口等にお問い合わせください。

生活資金等でお困りの方へ



自立相談支援事業等について

自立相談支援事業

生活資金でお困りの方は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。

どのような支援制度やサービスが必要か、支援員と一緒に考え、具体的な問題解決に向けた計画を作成し、寄り添いながら支援します。

家計改善支援事業

自立相談支援事業を利用された方に対して、より具体的に収支状況の改善に向けた支援をします。

家計管理に関する支援、滞納の解消や、各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、必要に応じて貸付のあっせん等を行います。

（お問い合わせ先）

お住まいの地域の自立相談支援機関等

（最寄りの相談先がご不明の場合には、お住まいの市区町村にご確認ください）

自立相談支援機関 相談窓口一覧：<https://www.mhlw.go.jp/content/000707280.pdf>




生活福祉資金貸付制度

一定の審査要件を満たす方は社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」を利用することができます。

貸付を希望される方は、お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

多重債務に関する相談について

複数の債務（多重債務）があり、返済にお困りの方は、下記の相談窓口にご相談ください。

名称	電話・ホームページ等
金融庁	(ホームページ) 金融庁ホームページ 多重債務についての相談窓口 https://www.fsa.go.jp/soudan/index.html 
消費生活相談窓口 サービスの利用等に関する相談窓口	(電話) 188 お住まいの地域の消費生活相談窓口をご案内します 携帯電話、一般電話からでもつながります
	(ホームページ) 消費者庁ホームページ https://www.caa.go.jp/consumers/damage/ 
日本司法支援センター（法テラス） 国によって設立された法的トラブル解決のための 総合案内所	(電話) 0570-078374（おなやみなし） 平日：9時～21時 土曜：9時～17時（祝日・年末年始を除く）
	(ホームページ) 法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/ 